

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	48	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（国有資産等所在市町村交付金）	
要望項目名	東京国際空港（羽田空港）再拡張事業を推進するための国有資産等所在市町村交付金に係る特例措置の取得期限の延長	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 空港法第28条に規定する東京国際空港緊急整備事業により取得される固定資産 ・ 特例措置の内容 国有資産等所在市町村交付金法附則第16項において「平成22年3月31日までに取得されるもの」と規定されている当該固定資産の取得期限について「平成23年3月31日まで」と延長する。	
関係条文	国有資産等所在市町村交付金法第2条、第3条及び附則第16項 同法施行令附則第7項 同法施行規則附則第3項～第5項	
要望理由	羽田空港再拡張事業については、当初平成21年末の供用開始を目指していたところであるが、漁業補償交渉の妥結の遅れにより本格着工が約1年遅れの平成19年3月となったため、現在平成22年10月末の供用開始を目指しているところである。 よって、当該固定資産の取得が平成22年夏頃と見込まれているため、国有資産等所在市町村交付金法附則第16項に規定されている取得期限を1年延長する必要がある。	
減収見込額	（初年度） － （2,378） （平年度） － （2,378） （単位：百万円）	
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
	22年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		